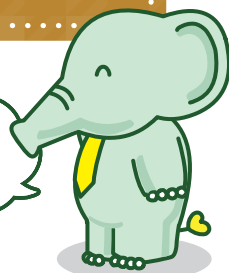


## 「日本郵政共済組合」へ加入となる背景

「協会けんぽ」から「日本郵政共済組合」に加入となる背景には法律の改正があります。

「法律の改正」って  
なんですか？



### 法律の改正って？

2020年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、それに伴い2022年10月1日より「**被用者保険\***の適用拡大」が行われます。

※被用者保険とは、会社等に雇われている方(会社員や公務員等)が加入する、健康保険組合や共済組合のことです。

### 被用者保険の適用拡大って？

被用者保険の適用拡大とは、「同じ職場で働く社員に同じ健康保険(共済組合)を適用する」ことを指します。これまで、同じ職場で働いていても、フルタイム勤務の正社員は共済組合、短時間勤務の正社員や非正規社員は協会けんぽと健康保険が異なっていたことから給付内容※に差がある、正社員から非正規(逆も含む)の転換の際には保険証を切り替えないといけない、などの課題がありましたが、被用者保険の適用拡大によりこれらの課題が解消されることとなります。

### 表で確認! 対象者と変わること

2022年10月1日より

社員区分	勤務時間	健康保険 (短期給付)	年金保険 (長期給付)	区分
正社員 (シニア職コースを含む)	フルタイム	日本郵政共済組合	厚生年金保険 (国家公務員共済組合)	長期組合員
高齢再雇用社員	短時間		厚生年金保険 (日本年金機構)	短期組合員
非正規社員 (アソシエイトを含む)	週20時間以上			

#### ☑ CHECK!

#### 長期組合員と 短期組合員について

共済組合の組合員は、「長期組合員」と「短期組合員」に分かれます。日本郵政共済組合では、フルタイム勤務の正社員や高齢再雇用社員を「長期組合員」、短時間勤務職コースの正社員や非正規社員等を「短期組合員」と区分することになりましたので、今回新たに日本郵政共済組合に加入となる皆さまは「短期組合員」となります。